

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成29年3月23日(2017.3.23)

【公開番号】特開2015-200477(P2015-200477A)

【公開日】平成27年11月12日(2015.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2015-070

【出願番号】特願2014-80833(P2014-80833)

【国際特許分類】

F 2 8 D	20/02	(2006.01)
F 2 8 D	1/053	(2006.01)
F 2 8 F	9/18	(2006.01)
B 6 0 H	1/32	(2006.01)
F 2 5 B	1/00	(2006.01)
F 2 5 B	39/02	(2006.01)
B 2 3 K	1/00	(2006.01)
F 2 8 F	3/10	(2006.01)
B 2 3 K	101/14	(2006.01)
B 2 3 K	103/10	(2006.01)

【F I】

F 2 8 D	20/02	D
F 2 8 D	1/053	A
F 2 8 F	9/18	
B 6 0 H	1/32	6 1 3 C
F 2 5 B	1/00	3 2 1 C
F 2 5 B	39/02	Z
B 2 3 K	1/00	3 3 0 K
F 2 8 F	3/10	
B 2 3 K	101:14	
B 2 3 K	103:10	

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月14日(2017.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

上記1)~11)の蓄冷機能付きエバボレータによれば、蓄冷材容器の容器本体部の風下側部分および風上側部分に、互いにろう付された両容器構成板の帯状部からなり、かつ蓄冷材容器の上下方向の長さの70%以上の長さおよび一定の幅を有する連続した直線状の垂直帯状ろう付部が設けられており、蓄冷材封入部が、両垂直帯状ろう付部間の通風方向の直線距離と同一の幅および風下側垂直帯状ろう付部の上下方向の長さ以上の高さを有する略縦長方形状の主封入部を備え、当該主封入部の風下側縁部および風上側縁部が垂直直線状であり、蓄冷材封入部の主封入部内の通風方向の寸法が、熱交換コア部の通風方向の寸法の85%以上となっているので、蓄冷材封入部の伝熱部内の通風方向の幅を比較的大きくするとともに、蓄冷材封入部内に封入しうる蓄冷材の量を比較的多くすることが可能になり、蓄冷材に冷熱を蓄える蓄冷効果が向上する。さらに、蓄冷材容器が配置された隙間の通風方向下流端部において、冷媒流通管の風下側端部が、前記主封入部の風下側端部よ

りも風下側でかつ蓄冷材容器の風下側垂直帯状ろう付部の風下側端部よりも風上側に位置し、前記間隙の通風方向上流端部において、冷媒流通管の風上側端部と蓄冷材容器の風上側垂直帯状ろう付部の風上側端部とが通風方向の同一位置にあるので、蓄冷材封入部の主封入部内の通風方向の寸法を、熱交換コア部の通風方向の寸法の85%以上とした上で、熱交換コア部の通風方向の幅の著しい増大を防止することが可能になり、蓄冷機能付きエバポレータの大型化を抑制することができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

この実施形態のエバポレータ(1)の場合、冷媒は、冷媒入口(7)を通ってエバポレータ(1)の風下側上ヘッダ部(5)内に入り、全冷媒流通管(12)を通って風上側上ヘッダ部(6)の冷媒出口(8)から流出する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

蓄冷材容器(15)の蓄冷材封入部(25)は、両垂直帯状ろう付部(26)(27)間の通風方向の直線距離と同一の幅および風下側垂直帯状ろう付部(26)の上下方向の長さ以上の高さを有する略縦長方形状の主封入部(30)を備えている。ここでは、主封入部(30)の高さは、風下側の一部分を除いて、蓄冷材容器(15)の全高から上下両水平帯状ろう付部(28)(29)の幅を減じた寸法となっている。蓄冷材封入部(25)の主封入部(30)の風下側縁部および風上側縁部は上下方向にのびる垂直直線状であり、主封入部(30)内の通風方向の幅W1は、熱交換コア部(4)の通風方向の全幅Wの85%以上となっている。